

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	はり・きゅう・マッサージ施術券の交付	
根 拠 法 令	徳島市国民健康保険はり、きゅう、マッサージ施術費の助成に関する規則	
根 拠 条 項	第7条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>はり、きゅう、マッサージ施術券の交付申請 第7条  施設を利用しようとする被保険者は、はり、きゅう、マッサージ施術券交付申請書に、被保険者証を添えて、はり、きゅう、マッサージ施術券の交付を市長に申請しなければならない。  申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、施術券を当該被保険者に交付する。  交付する施術券の枚数は、当該被保険者1人につき1年度36枚以内とする。  施術券は、汚損、破損等による引換えの場合を除き、再交付しないものとする。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)